

平成31年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

平成31年4月15日（月） 午後3時00分から午後5時まで

2 会場

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

3 出席者

伊藤委員、川口委員、川崎委員、北澤委員、坂本委員、執行委員、杉野委員（会長）、鈴木委員、高田委員、豊岡委員、濱松委員、藤井委員、村井委員、守屋委員、山中委員（副会長）、結城委員、善本委員

（欠席：菅野委員、島野委員、平井委員）

4 議事

（1）諮問

ア 教科書の採択方針について

イ 教科書調査研究資料について

ウ 平成32年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（2）採択の制度について

（3）審議

教科書の採択方針について

（4）答申

平成31年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会・会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【管理課長】 ただいまから、平成31年度東京都教科用図書選定審議会第1回を開催いたします。

まず、本日の委員の出席状況でございますが、20名の委員の方々のうち、3名の委員は御欠席という御連絡をいただいているところでございまして、現在17名の御参加をいただいているところでございます。審議会の規則で定められております定足数の半数以上となっておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告します。

初めに配布資料について確認をさせていただきます。配布資料一覧を御覧ください。議事日程、座席表、委員名簿、事務局職員の名簿、教育委員会から審議会への諮問文の写しがそれぞれ1枚ずつあります。

その他、資料1「義務教育諸学校用教科書の採択について」、資料2「平成31年度に行うべきこと（概要）」、参考資料1、2といたしまして、平成30年度と平成29年度の答申の文が1枚ずつございます。

さらに、委員の先生方のお手元に2冊の冊子がございます。過去に調査研究をした小学校と特別支援学校の調査研究資料でございます。これは以前つくったものを参考にお配りしておりますけれども、第2回、第3回の審議会の際に、これらの今回版を作成して御議論いただく形になりますので、本日は参考ということで御覧いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、事前にプレス等に御案内をいたしておきまして、2社から取材のお申し込みをいただいております。最初にスチール撮影の申し込みもございますので、よろしく願います。

また、一般の方の傍聴の御案内もさせていただいております。傍聴の申し込みが5名あったというところでございます。

【会長】 それでは、ただいまの御説明を受けまして、ここからの会議を公開とすることにつきまして、御異議がなければ入室を許可したいと思います。委員の皆様いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（傍聴者入室）

【会長】 それでは、議事に入ります前に申し上げます。本会議におきましては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従いまして傍聴していただきます。議事を妨害するよう

な行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じるなどの対応をとらせていただきます。御留意いただきたいと思います。

それでは、議事日程に従いまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、皆様方に当審議会の委員への就任につきまして御依頼申し上げたところ、御快諾を頂きまして、誠にありがとうございます。また、本日は年度初めで御多用のところを御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本審議会は、義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、法令に基づき設置されております。その役割としましては、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して行う指導、助言等について、御意見を頂くという重要なものになります。

今年度、皆様方にお諮りいたしますことは3点ございまして「教科書の採択方針について」「調査研究資料について」及び「平成32年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択について」でございます。

これらの3点につきまして、本日から3回にわたる会議で御審議いただきますが、とりわけ、今年度は新学習指導要領に基づき、小学校で新たに使用する教科書について採択を行うこととなります。このため、このたび検定に合格した小学校の全ての教科の合計164点に上る教科書や、その他一般図書について調査研究を行いまして、それらの資料について、第2回及び第3回の会議で御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

児童・生徒にとってよりよい教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の1つでございます。東京都教育委員会といたしましては、適正かつ公正な教科書の採択をより一層推進し、区市町村教育委員会等への指導、助言の充実を図ってまいり所存でございます。

審議会委員の皆様方に御指導のほどお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 事

【会長】 それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず、東京都教育委員会から諮問を頂きます。

【指導部長】 お手元に「31教指管第58号」の諮問文書の写しを配布させていただい

ております。この内容を読み上げさせていただきます。

諮問

東京都教育委員会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 平成32年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について）

（理由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の課採に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見を聞く必要がある。

でございます。

本日の第1回の審議会で御議論いただき、答申を頂くのは、諮問事項1の「教科書の採択方針について」でございます。

諮問事項2の「教科書調査研究資料について」は第2回の審議会で答申を頂きます。

諮問事項3の「平成32年度使用教科書採択」につきましては、第3回の審議会で答申を

頂く予定でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、これから会議を進めたいと思います。

新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議の参考といたしまして、教科書採択制度につきまして、まず、御説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 それでは、お手元の資料1に基づきまして、少々お時間を頂戴して、教科書の採択制度の概要について御説明をいたします。

資料1、ステープラー留めをしている「義務教育諸学校用教科書の採択について」という資料を御覧ください。

表紙に目次がついておりますが、採択の権限や義務教育諸学校の教科書の採択、さらには東京都における教科書採択の仕組みや方法などについて、御説明さしあげたいと思います。

資料を1枚おめくりください。1「採択の権限」でございますが、教科書を採択する権限は、公立学校につきましては所管の教育委員会にございます。区市町村立学校につきましては区市町村教育委員会が、都道府県立学校につきましては都道府県教育委員会が採択いたします。

また、国立と私立の学校につきましては、それぞれの校長が採択することと定められております。

2の「義務教育諸学校の教科書の採択」について、都道府県教育委員会の任務は3点ございます。

1点目、ア、都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、採択替えとなります教科書や新たに採択する教科書の調査研究に関しまして、計画し、自ら実施していくこととございます。

2点目、イ、区市町村の教育委員会や、国立や私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、採択方針を通知するなどして、適切な指導、助言、又は援助を行うこととございます。

3点目、ウ、教科用図書の採択地区を設定することになっておりまして、右側の摘要に書いておりますが、東京都の採択地区は全部で54となっております。

お手数ですが11ページをお開きください。11ページに都内の採択地区の一覧表がございます。原則といたしまして、それぞれの区市町村で1つの採択地区を設定してございますが、右側の方に西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区というのがございますが、こちらの4地区につきましては、複数の町村が1つの採択地区を構成しております。

1 ページを御覧ください。2 (2) 「教科用図書選定審議会の任務」についてでございます。

都道府県の教育委員会が採択に関しまして指導、助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見を聞かなければならないということが法に定められております。そうしたことから、この本審議会は法定上の機関でございます、アの「性格」のところに書いてございますように、都道府県教育委員会の附属機関として設置をされております。

また、委員の構成につきましては、都の条例・規則によりまして、20名と定められております。

2 ページを御覧ください。審議会の設置期間でございますが、毎年度4月1日から、採択を行う期限でございます8月31日まで設置をすることになっております。

所掌事務は、都道府県教育委員会が行う採択基準の作成、調査研究資料の作成、その他指導、助言、援助に関する事項と、都道府県が設置する義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項についてでございます。

(3) 「採択の方法」でございますが、文部科学大臣が作成して送付してきます教科書目録に登録された教科書の中から、種目ごとに一種の教科書を採択いたします。

教科書を使用する期間でございますけれども、通常、政令で定められた4年間は、同一の教科書を採択することになってございます。

ただし(エ)にございます、特別支援学校等で使用する絵本などの一般図書につきましては、毎年度採択替えの上、採択をすることとなっております。

次に、イ、区市町村立の学校の教科書についての取扱いでございますが、それぞれの区市町村の教育委員会は、都道府県教育委員会が決めた方針や、調査研究などの指導、助言、援助によりまして、種目ごとに一種の教科書を採択することになります。

先ほど採択地区のお話をいたしました、複数の市区町村で採択地区が構成されている場合には、その区市町村教育委員会が協議を行うための採択地区協議会を設置いたしまして、それぞれ種目ごとに統一の教科書を採択しなければならないとされているところでございます。

ウ、都道府県立の義務教育諸学校の教科書についてでございます。都立学校では都立の中学校、中等教育学校前期課程のほか、特別支援学校の小学部・中学部がこの都立学校に当たりますが、都道府県の教育委員会が、あらかじめ選定審議会の意見を聞きまして、種目ごとに一種の教科書を採択してまいります。3 ページの上段を御覧ください。中高一貫教育校の中学校や中等教育学校前期課程で使用する教科書につきましては、学校ごと、種目ごとに一種の教科書を採択することと無償措置法に定められています。

(4) 「採択の時期」についてでございますが、先ほどもお話しいたしましたが、毎年度8月31日までに採択をすることになっています。

(5) 採択替えを行う年度について御説明をいたします。

採択替えを行う年度にそれぞれ「○」印をつけてございます。今年度、31年度についてでございますが、まず、小学校につきましては、新しい学習指導要領が来年度から始まりますことから、教科書が全面的に新しくなります。このため、全ての教科の教科書について新たに採択をする必要がございます。

次に、中学校についてでございますが、27年度に採択替えをしております、昨年度採択した「特別の教科 道徳」を除いたその他の教科につきましては、今回が4年に一度の採択替えの年度になってございます。

しかし、新しい中学校の学習指導要領もこのたび改訂をされ、33年度からその学習指導要領が新しく始まりますので、そういったことを踏まえまして、今回、教科書発行者において新たに教科書を著作編集して、文科大臣の検定に申請をして合格した教科書はございましたので、これまで発行されている中学校の教科書の中から採択していくということになります。

なお、今年度から新しく始まりました中学校の「特別の教科 道徳」につきましては、先ほどもお話ししましたが、昨年度に採択しております、新しい学習指導要領が始まる前の32年度までは、法律に基づきまして同じ教科書を使用することとなっております。

次に、特別支援学校の小学部につきましては、小学校と同様、全ての教科について採択替えを行いまして、特別支援学校の中学部におきましては、中学校と同様に「特別の教科 道徳」を除く教科書の採択を行ってまいりますが、特別支援学級と特別支援学校で使用する絵本などの一般図書につきましては、毎年度採択をすることができることとなっております。

続きまして、9ページを御覧ください。東京都におけます教科書採択の仕組みを図示してございます。①から⑦まで、順番に事務手順順に数字を打っているところがございます。

まず、①、教科書の発行者が書目を文部科学大臣に届け出をいたします。それを受けまして、②、文部科学大臣から東京都教育委員会に教科書目録が送付されてきます。また同時に、③、発行者から教科書見本が送られてきます。送られてきた教科書を踏まえて採択業務を行ってまいるのでございますが、④、教科書選定審議会の意見を聞くために審議会に諮問をいたしまして、答申を頂いて業務を進めてまいります。

また、教科書を採択するに先立ちまして、教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書の見本本を見まして、それぞれの教科書の特色はどういうものかということ調べてまいります。

調査研究に当たりましては、公立学校の教員等を調査員に委嘱して調査研究を行いまして、その内容を報告してもらいます。その上で、⑦、東京都教育委員会において、都立学校で使用する教科書について採択をしております。

また、図表の下段の区市町村の教育委員会や、国立・私立の学校に対しましては、指導、助言、援助といたしまして、東京都教育委員会が作った調査研究資料などをお送りします。それに基づいて、区市町村等が調査研究をいたしまして、区市町村や国立・私立学校ごとに採択を行っていただくという形になります。

さらに、図表の左下になりますが、教科書の展示会というものを行っております。こちらは、教科書を一般の都民、国民の方、さらには教員の方々に広く知っていただくということを目的にいたしまして、展示会を行うことが法で定められております。例年6月中旬から14日間、法定展示会を行います。

また、法定展示会に先立ちまして、今回、新しく発行される小学校の教科書のような特別なものにつきましては、さらに10日間をその前に加えて展示会という形で行っているところでございます。

展示する教科書センターにつきましては、12ページ、13ページに一覧表を掲載させていただいております。都内には教科書センターが全部で34カ所ございまして、こちらで公開をしております。

10ページを御覧ください。「採択の方法」でございます。採択に当たりましては、本日の会議の議題となっております「採択方針」をまず定めまして、この方針を踏まえてそれを具体化していくために、先ほど申し上げました調査研究を行って、資料を作成し、区市町村教育委員会など、ほかの採択権者にも参考資料として送付しております。

最後に、ウの採択でございますが、東京都教育委員会といたしましては、基本方針を基に各学校の実情なども考慮しながら、総合的に判断をいたしまして、最も適切な教科書を採択するという流れになっているところでございます。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ただ今説明がございました件につきまして、何か質問等ありましたならば、お願いしたいと思います。委員の皆様方、いかがでしょうか。

【川崎委員】 今、御説明の中にもありましたように、今年度は小学校の教科書全教科を調査研究するというところで、非常に大変な作業量になろうかと思っておりますけれども、具体的などのような調査をするのかということをお聞かせいただければと思います。

【管理課長】 ありがとうございます。先ほどお話ししましたように、新しい学習指導要

領に基づきまして、小学校の全ての教科の教科書が全面的に新しくなります。このたび、3月までに行われた文科省の検定に合格した小学校の教科書は全部で11教科、164点になりまして、上下巻や別冊なども含めてそれぞれ1冊ずつと数えますと、全部で300冊位に上ります。これら全てについて、それぞれ内容をじっくり読んで見比べてということをやっていく必要がございます。

具体的には、その内容や構成はどのようになっているかということについて、調査研究を行う形になりますが。具体的には、東京都教育委員会から教科書調査員を委嘱いたしまして、その調査員が調査を行う形になります。

公立学校の教員など、今のところ120名ほどを予定しておりますが、その120名に委嘱をいたしまして、それぞれの調査員が1人数冊ずつ教科書を読んで調査をし、その調査結果を教育庁指導部に出していただきます。指導部の指導主事がさらにその内容を精査した上で、第2回、第3回の会議の際にお示しする予定でございますが、調査研究資料という形で冊子を作成してまいる予定でございます。

教科書そのものは、4月下旬から5月初めあたりにこちらに届く予定でございますので、その後の1カ月程度をかけて業務を行いまして、この場でまた御議論いただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【会長】 川崎委員、よろしゅうございますか。

【川崎委員】 ありがとうございます。

【会長】 そのほか、何か御質問等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、教科書の採択方針についての審議に移らせていただきたいと思えます。

まず、諮問事項1の「教科書の採択方針について」の審議をこれから行います。諮問事項の項目や内容などの審議を自由にお願したいと思えますが、初回でもあり、いきなりではなかなか御意見も出にくいと思えますので、今年度の採択の状況と、参考までに過去の答申がどのような構成と内容になっていたのか、このことにつきまして、事務局から御説明をいただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

【管理課長】 それでは、採択方針の案文を御議論いただく参考といたしまして、少しお時間を頂きまして、御説明さしあげたいと思えます。

まず、お手元に資料2というものと、参考資料1及び参考資料2というものをお配りしておりますので、こちらを御覧いただきながらお聞きいただけると幸いです。

まず、初めに資料2「平成31年度に行うべきこと（概要）」という資料を御覧ください。今年度、東京都教育委員会等で行うべきことについて、その概要を簡単にまとめたもので

ございます。先ほど御説明したものと重複するものもございますが、お話をさせていただきます。

まず、1「小学校用の教科書」につきましては、新学習指導要領が来年度から全面的に実施されますことから、都教育委員会といたしましては、小学校で使用します全ての教科の教科書について、新たに調査研究資料を作成いたしまして、他の採択権者への指導、助言、援助として情報提供をしております。また、それぞれに基づいて、それぞれの採択権者において適正に採択を行っていただく必要がございます。

次に、2「中学校用の教科書」についてでございますけれども、こちらは先ほどもお話ししましたが、昨年度、新たに採択をいたしました「特別の教科 道徳」の教科書を除きまして、全ての教科の教科書が、4年に一度の採択替えを行う年度になってございます。それらの調査研究と採択を行う必要がございます。しかし、平成33年度からの中学校の新学習指導要領に伴い新しい教科書の作成・検定を控えていますので、今回新たな検定を経た教科書はございませんでしたので、調査研究に当たりましては平成27年度に作成した調査研究資料を活用いたしまして、新たな調査研究資料は作成しない予定でございます。

続いて3でございますが、特別支援学校や特別支援学級で使います絵本などの一般図書についてでございます。こちらは、小学校の新学習指導要領に基づいた授業を行うのに一般図書が適しているかどうかについて検討する必要がございますので、そういった図書の候補となる図書につきまして調査研究を行いまして、従来の掲載図書に追加をいたしまして、新たな調査研究資料を作成し、区市町村教育委員会等に情報提供いたしますとともに、それぞれの採択権者において採択していただく必要があると考えてございます。

また、4についてでございますが、東京都教育委員会は、都立の学校で使用します教科書について採択をいたしますが、採択に当たりましては、各中学校等の学校の特色や障害種別などに応じた調査研究を行った上で、採択を行っていく必要がございます。

こうしたことを踏まえまして、昨年度までの採択方針を御覧いただければ参考になるかと思っておりますので、参考資料1、2を御用意いたしました。

まず、参考資料1は昨年度頂戴いたしました答申でございます。記書きの1のところでございますが、1は教科書採択に当たっての留意事項について記載がされております。毎年度、ほぼ同様の内容で答申をいただいておりますので、これでよろしいかどうか、御議論いただければと思います。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意をして総合的に判断をし、都立学校で使用する教科書について自ら採択するとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言、援助を行うことと記述されてご

ざいます。

細かくは4点ございます。(1)採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適切かつ公正に行うこと。(2)採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。(3)特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。(4)採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすることでございます。

なお、1つの採択地区に複数の教育委員会がある場合につきましては、東京都では先ほど4地区あると御説明いたしましたが、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うために、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと、その際協議会において、最終的な合意形成の方法などをあらかじめ定めておくことと記されてございます。

次に、2から6でございますが、こちらは教科書の調査研究に当たって東京都教育委員会が留意・検討すべきことについて記載されております。今年度につきましても、これらの2から6の項目が参考になろうかと思っておりますので、御用意させていただいております。

2から6は小学校や中学校などの学校種に分けて記載されております。ただ基本的な内容といたしましては、まず、2の小学校や、4の中学校に書いてあるものがベースになっております。少し内容を読み上げさせていただきますと、「東京都教育委員会は、それぞれの学校で使用する教科書について、ア内容やイ構成上の工夫の項目について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように調査研究すること」というのが基本的な内容になってございます。

その基本的な内容に加える形で、3や6では、都立の特別支援学校で使用する教科書につきまして、児童・生徒の障害の状態や特性を考慮して調査研究することという文言が追記されております。

また、5では、都立の中学校・中等教育学校前期課程で使用する教科書については、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮して調査研究することという文言が追記されているところでございますので、御確認いただければと思います。

さらに、参考資料2を御覧ください。参考資料2の1、2、3につきましては、先ほどお話ししたものと同一ような内容が記載されておりますが、4に特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究について示されております。今年度はこちらの調査研究も行いますので、こちらも参考になろうかと思ひまして、付けさせていただいたところでございます。

4(1)には、その調査対象となる図書について記載がされております。具体的には、当該年度に使用する教科書として既に採択されている一般図書と、その他の図書につきまして、一般図書として使用するにふさわしいかどうか検討・調査をすると記載させていただいた上

で、(2)で具体的な調査に当たりましては、児童・生徒の障害の状態や特性などを考慮して調査研究を行い、さらには指導上の配慮事項やその他参考となる事項についても、併せて調査、検討することと記載されているところでございます。

以上、御説明した箇所が、今年度の採択方針を作成する上で御参考になるかと思っておりますので、御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 御説明ありがとうございました。事務局の説明は以上でございます。

これから諮問事項につきまして、その構成や内容についての御審議をお願いしたいと思います。委員の皆様方、いかがでございましょうか。

【善本委員】 意見ではなくて、御質問申し上げたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。先ほど、昨年までの参考資料の中でも、今回の答申案の1のところ、他の採択権者においても都と同様の方針で採択するよう指導、助言、又は援助を行うとございまして、(2)に「より専門的な調査・研究を行うこと」という項目がございます。これに関連して御質問をさせていただければと思います。

先ほどの教科書の採択制度の説明の中で「指導、助言又は援助」の内容に、区市町村教育委員会と他の採択権者へ調査・研究資料を提供するという御説明がございました。私は都立学校の職員でございまして、実際に区市町村教育委員会で都が提供した研究資料を具体的にどのように活用してらっしゃるかということについて、お教えいただければと思います。

【会長】 ほかに御質問はございますか。

ないようですので、事務局からお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。先ほどお話ししましたように、東京都教育委員会では、他の採択権者、具体的には区市町村教育委員会と、国立・私立の学校へ調査研究資料を御提供するという形で、指導、助言、援助の一環としてやらせていただいております。区市町村教育委員会からは、何らかの形で都からお送りした資料を活用してくださっていると聞いております。

具体的には、区市町村教育委員会でも調査研究を行うのですが、区市町村教育委員会で調査する調査研究資料の一部に、東京都が作った調査研究資料のデータの一部を引用していたり、都の調査項目や調査結果を参照していただいたり、あるいは、区市町村は区市町村で独自で資料を作り、同時に私どもが作った資料と一緒に教育委員の方にお渡しをして、その両方を教育委員の方が参考にさせていただいて、実際の採択をさせていただいているというお話を伺ってございます。

ですので、今後も他の採択権者でも十分に活用ができるように、そういった有効な資料を

作成してまいりたいと考えております。

【会長】 ただいま、御説明いただきましたが、よろしゅうございましょうか。

【善本委員】 ありがとうございます。

【会長】 それでは私から1つ、答申文の構成のところ、御検討いただければという箇所がございまして。先ほど、参考資料の1の答申を御説明いただいたのですが、1から6項目がございまして、例えば昨年度の答申を見ますと、1の「採択に当たっての留意事項」というものを項目として起こしてございまして、それ以降、2から6が「調査研究に当たって検討すべき項目」ということで、内容は同じレベルで順々に並んでおります。

また、2から6の調査研究に関するものの中に、都立学校用に特別に行う調査研究と、そうでないものが併記されているわけなのですが、御説明等を伺いながら、少々分かりづらいうような気がいたしましたもので、構成を整理して見ていただけるとよいのではないかと思っております。いかがでございましょうか。

【副会長】 副会長から申しわけありませんが、確かに1が留意事項で、2以下が検討すべき項目ということになっているので、少し整理していただくと、より分かりやすくなるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様方から、何か御意見等ございますでしょうか。

【副会長】 続けてで申しわけありませんが、間違いではないのですが、細かい表現なのですが、1の「教科書採択に当たっての留意事項について」の(3)「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること」という記述があります。もちろん大事なことなのですが、特別支援学級や特別支援学校の子供のことだけではなくて、他の子供の実情もということですので、実情「を」というより、実情「も」としていただく方が、より分かりやすいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方の御意見を伺えればと思うのですが、守屋委員、いかがでしょうか。

【守屋委員】 今、会長、副会長からお話のありましたところはもっともかと思っております。そういった構成や文言の修正以外のところで、大筋のところでは必要にして十分な内容であるかなと拝読いたしました。

【会長】 どうもありがとうございます。

委員の皆様方、ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ある程度意見も出ましたので、ここで議事進行の都合上、休憩に入らせていただきます。それから休憩時間中にこの答申の案文を、私と副会長で事務局を交えまして取り

まとめていきたいと思っております。

会議再開後、諮問に対する答申につきまして、休憩中に作業する答申案に基づき審議を続けていきたいと思っております。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、会長、副会長と事務局で答申の案文をまとめてまいりますので、その間、休憩という形でよろしく願いいたします。おおむね20分ほどお時間を頂戴したいと思っておりますので、おおむね4時20分、会議再開という形でよろしゅうございますか。

では、4時20分まで少々お待ちください。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、審議を再開したいと思います。よろしく願いいたします。

これまでの議論と事務局の説明を踏まえまして、副会長と相談をいたしました。事務局に第1回の「答申案」を作成していただきましたので、その案文を事務局から配っていただき、読み上げていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それではお願いいたします。

【管理課長】 それでは、答申案の案文を配らせていただきます。なお、こちらの案文につきましては、未確定の資料でございますので、委員の皆様方のみ配布させていただきます。傍聴及び取材の方につきましては、答申がこの会議で決まりましたら、公表してお知らせいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。では、配布をしてください。

————— (答 申 (案) 文 配 布) —————

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、答申案文を読み上げさせていただきます。

教科書の採択方針について (答申)

平成31年4月15日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の指針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、平成31年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の

調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

でございます。

少し補足をさせていただきますと、先ほど、昨年度の答申文を御覧いただいた中で、事項が並列的に書いてあるので、構成を工夫した方がいいという会長の御意見がございましたので、それを踏まえまして、今回の答申案文につきましては、大きく2つの項目に分けました。

まず一つ目が、1「教科書の採択に当たっての留意事項について」というもの、これは従来どおりです。

二つ目は、「調査研究に当たって留意・検討すべき事項」ということで項目を起こしまして、その中の小項目といたしまして（1）で小学校用、（2）で中学校用、こちらについては教育委員会自身も調査研究を行うとともに、それぞれの他の採択権者にもこれに基づいて指導、助言等を行っていくものでございます。

さらに（3）といたしまして、都立の義務教育諸学校で使用する教科書について記載をいたしまして、（4）については、附則9条本の一般図書について記載をするという形をとらせていただきました。

それから、山中委員から御指摘のございました表現のところでございますが、1の（3）でございますが「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること」ということで、昨年度までのものは「を」となっていたのですが、ここを「も」というふうに変えさせていただきます。

そのほか、少し表現の整理はさせていただきますが、基本的には今までのものを基に、作成をしたところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞ、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【会長】 それでは、ただいま答申案について御説明がございました。委員の皆様方で審議をしていきたいと思っております。

皆様方の御意見を賜りたいのですが、いかがでございましょうか。

【豊岡委員】

1「教科書採択に当たっての留意事項」で、（3）副会長の方からの御提案で、「を」を

「も」にかえた文案について、申しわけございませんが、なぜ、「も」が「を」よりいいという御提案理由をもう一度お聞かせいただけませんかでしょうか。

過去、ずっと「を」で来たところを変えるということで、これまでの意味合い、理由というのもあったらと思うかもしれません。たかだか助詞の1字ですけれども、ニュアンスなり、内容なり、受け方が変わってくると思いますので、なぜ「を」を「も」にした方がよろしかろうという理由の御説明をいただけると大変ありがたいかなと思っております。お願いいたします。

【管理課長】 山中委員の御提案を頂きまして、会長及び副会長及び事務局でもその話を受けまして、少し議論をいたしたところでございますので、私から簡単に御説明をさせていただきます。

基本的には今までのものが間違っているというわけではなく、ただ、今までの「を」というものについては、教科書採択に当たって留意すべき事項といたしましては、全ての児童・生徒の状況、実情について配慮して行うべきところであるということは自明のところがございますけれども、とりわけ、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒がいるということ、そういった実情も十分配慮をして行う必要があると、(3)については念押しをしたというか、特別に特出しをして書いている事項であると理解をしたところでございます。そういったことを踏まえますと、特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒の実情だけを配慮するように書かれているような(3)ではなくて、そういった生徒の実情も十分配慮して、全体の採択を行っていくべきだという方が、より、答申の留意事項としては適切ではなからうかということで、山中委員の御提案に沿った形で「も」に修正した方がいいのではないかとこの判断に至ったところでございます。どうぞ、御審議のほど、よろしく申し上げます。

【会長】 今、御説明がございましたが、豊岡委員、よろしゅうございますか。より幅広く対応したいということでございます。

それでは、他に何か御質問等、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

【守屋委員】 単純な表記の問題ですけれども、1の「教科書採択に当たっての留意事項について」の1行目「平成32年度に」というのが、これが「令和2年度」という表記でしょうか。

【会長】 では、事務局からお願いします。

【管理課長】 大変失礼いたしました。この会議の冒頭で私の方から御説明しなければいけなかった事項かもしれません。

国の方針もそうなのですけれども、それを踏まえまして、東京都の公文書を作成するに当たってそろえているものがございまして。実際の改元が行われる5月1日までの間、要は、

この4月中に作成する東京都の公文書に当たりましては、令和になることは分かっていますが、平成表記で作ると定められておりますので、それに沿って作らせていただいております。御了承ください。

【会長】 よろしいでしょうか。他は何か御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないのですが、特別支援教育という立場から、川口委員、何か御意見があれば、お伺いしたいところなのですが。御感想でも結構でございます。

【川口委員】 特にはございません。これで結構だと思います。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、特にほかは御意見等ありませんならば、これから答申案についての審議をいたしてきたわけでございます。

御異議等がないようですので、ただいま、御検討いただきました内容のとおり、答申したいと思っております。委員の皆様方、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、この答申案を本審議会の「答申」として決定させていただきます。

それでは、第1回の審議会に対する諮問事項1について、教育委員会に答申することといたします。

————— (会長から指導部長へ答申の受渡し) —————

事務連絡・閉会

【会長】 それでは、次回の日程、事務局からの諸連絡をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【管理課長】 では、次回以降の日程につきまして御案内いたします。

お手元配布の議事日程を御覧ください。議事日程の一番下に「参考」として審議会の開催予定を書かせていただいております。

第2回でございますけれども、6月17日月曜日の午後に行います。今のところ、午後2時から東京都教職員研修センターでの開催を予定しております。

この第2回の会議では、小学校で使用する教科書の全教科の教科書調査研究資料について、御審議いただく予定でございます。

第3回でございますが、7月1日月曜日の午後に行いますが、現在のところ、午後2時から場所は国立オリンピック記念青少年総合センターでの開催を予定しております。第3回の

会議では、平成32年度使用の都立の学校で使用する教科書の採択について、御審議を頂きます。

詳細につきましては、委員の皆様には後日メールで御案内いたします。また、開催日の1週間ほど前に、東京都教育委員会ホームページでもお知らせをする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

また、事務連絡の2点目でございますが、本日の参考資料として、過去の調査研究資料の冊子を2冊ずつお配りしておりましたが、そちらにつきましては、そのまま机に残しておいていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 それでは、最後に東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は大変御多用のところを御出席いただきまして、改めて厚く御礼申し上げます。

諮問事項につきまして、熱心に御審議の上、答申を頂き、誠にありがとうございました。

東京都教育委員会といたしましては、早速、この答申の趣旨に即して、平成32年度の採択方針を決定し、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して周知徹底してまいる所存でございます。

また、調査研究資料の作成につきましても、早速、着手したいと考えております。

なお、ただいま管理課長からお願い申し上げましたが、次回の審議会につきましては、調査研究資料について御意見を頂きたいと考えておりますので、御多用のところ大変恐縮でございますが、御出席方よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【会長】 他になければ、これをもって本日の会議を終了いたします。御苦勞様でございました。